

2 ホームレス等生活困窮者支援について

(1) 平成24年度のホームレス対策事業について【P17参照】

ア 総合的な支援の推進について

厚生労働省では「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「法」という。）及び法に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、福祉、雇用等の各分野にわたって施策を総合的に推進してきたところである。

平成24年度においても、引き続き、総合相談事業や、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業などを実施することとしているので、各自治体におかれては、特定非営利活動法人、社会福祉法人等の民間団体（以下「NPO等民間団体」という。）との連携、協力の下、事業の推進を図られたい。

イ 法の取扱いについて

議員立法である同法は10年間の時限立法であり、平成24年8月に失効の時期を迎えることとなる。同法の取扱いについては、現在、民主党において期限延長に向けた対応が進められている状況にある。今後取扱い等について情報提供することとしているのでご了解願いたい。

(2) ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査、生活実態調査）については、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、各自治体にご協力いただき実施しているところである。

このうち、概数調査については来年度（平成25年1月を予定）も実施する予定であり、平成24年度予算（案）においても、当該調査に係る所要の経費を確保したところであるので、引き続きご協力願いたい。

また、生活実態調査（29自治体にご協力をいただき平成24年1月実施）については、今後調査結果の分析・評価を行い、平成25年に予定している基本方針の見直しに向けた政策評価等に活用することとしている。その内容等については、適宜情報提供するのでご活用願いたい。

(3) ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業について【P18・P19参照】

厳しい雇用失業情勢が続く中、「職」と「住まい」を失った方や身寄りがなく路上生活を余儀なくされる方など貧困・困窮者に対しては、地域社会で自立し、安定

した生活を営めるよう引き続き支援を行うことが強く求められているところである。

このため、平成22年度補正予算において、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策分）に積増しを行い、ホームレスはもとより、「職」と「住まい」を失うなどホームレスとなるおそれのある貧困・困窮者を新たに対象とした「ホームレス等貧困・困窮者の『絆』再生事業」（以下「絆事業」という。）を実施しているので、積極的にご活用願いたい。

なお、絆事業は平成23年度第3次補正予算において「地域コミュニティ復興支援事業」と合わせて「社会的包摂・「絆」再生事業」として再編されたのでご了解願いたい。

絆事業の内容については、既に平成23年11月22日付社会・援護局長通知「『セーフティネット支援対策等事業の実施について』の一部改正について」（社援発1122第4号）で周知しているが、ホームレスの方などへの支援に当たっては、自治体だけでなく、日頃から信頼関係を構築しているNPO等民間団体と連携して事業を実施することが効果的であることから、絆事業のメニューの一つである「NPO等民間団体が行う生活困窮者等支援事業」を積極的に活用されるようお願いしたい。なお、本事業の実施状況（予定含む）は以下の通りとなっている。

NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業の運営状況(平成23年6月末時点、実施予定含む)

自治体		活 動 分 類								
		炊き出し	配食・ 食事会	生活相談・ 支援	就労相談・ 支援	宿所提供 シェルター	衣類・日用品 寝袋等提供	集いの場 サロン	巡回・ 見回り	その他
千葉県	1	○		○	○	○	○	○	○	
新潟市	2					○				
岐阜市	3	○	○	○			○		○	
愛知県	4			○	○	○		○	○	
	5			○	○			○	○	
	6			○	○			○	○	
	7	○	○	○	○	○	○	○	○	
	8			○	○			○	○	○
大阪府	9			○						○
	10			○	○	○				○
和歌山県	11			○		○	○			
広島市	12			○						
熊本市	13			○	○	○			○	○
合計	13団体	3	2	12	8	7	4	6	8	4

(社会・援護局地域福祉課調べ)

(4) パーソナル・サポート・サービス モデルプロジェクト事業について

【P19・P20参照】

パーソナル・サポート・サービス モデルプロジェクトについては、平成22年度から内閣府が募集を行い緊急雇用創出事業臨時特例基金〔所管：職業安定局〕を活用して実施しているが、今回の東日本大震災の影響もあり、社会的排除リスクの連鎖・蓄積を止めるための包括的、予防的な対応の重要性が増してきていることから、当該プロジェクトについては、社会的排除リスクの高い者を幅広く対象としたモデル事業として継続発展（新モデルプロジェクト）させ、これらの取り組みの制度化に向けた検討を進めることとしたものである。

このため、平成23年11月に内閣府が募集を行った本事業の第3次実施分（「新モデルプロジェクト」26地域）については、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」を活用して実施することとしたものである。

本プロジェクトの実施に関する事務は従前どおり内閣府が行い、事業実施に係る交付金の執行に関する事務については地域福祉課が行うこととしている。なお、交付金については既に交付決定済みであるので、適切な執行を図りたい。

25年度以降の実施方針については、当該モデル事業の実施状況等を踏まえたうえで検討することとしている。

(5) 社会的包摂ワンストップ相談支援事業について【P20参照】

ア 平成23年度事業（モデル事業）について

昨年1月18日に、内閣総理大臣の指示により内閣官房に「一人ひとりを包摂する社会」特命チームが設置され、この特命チームにより、8月10日に「社会的包摂政策に関する緊急政策提言」がとりまとめられたところである。

この中で、「生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々の悩みを傾聴するとともに、問題を解決するワンストップ型の相談支援が必要であり、こうした体制を早急に整備する必要がある」との提言が行われたことを踏まえ、内閣官房社会的包摂推進室において、平成23年度第3次補正予算に約4.7億円を盛り込み「社会的包摂ワンストップ相談支援事業」を創設したものである。

補正予算の成立後、厚生労働省に予算の移し替えがなされたため、地域福祉課において事業の実施団体の公募を行い、本年1月27日に外部有識者による選定委員会を開催し、「一般社団法人社会的包摂サポートセンター」を実施主体として決定したところである。

この事業は、24時間365日つながる電話相談窓口を設置し、電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決につなげる寄り添い支援を行うことを目的とした事業であり、

平成23年度は被災地を始めとするモデル事業として実施することとしている。
この事業により地域で課題解決のための支援を行うに当たっては行政機関との連
携が重要となるので、事業実施団体へのご協力をお願いしたい。

一般社団法人社会的包摂サポートセンター ホームページ <http://279338.jp/>

イ 平成24年度事業について

平成24年度については、全国で事業展開することとして、内閣官房が平成
24年度予算（案）に必要な予算を計上しているところである。事業の実施団体
については、改めて公募により決定される予定であるが、事業の円滑な実施にご
協力をお願いしたい。

ホームレス対策について

根拠法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年8月7日公布・施行 法律第105号、議員立法)

ホームレスの定義(法第2条)

「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

ホームレス自立支援法における施策の目標等(法第3条第1項)

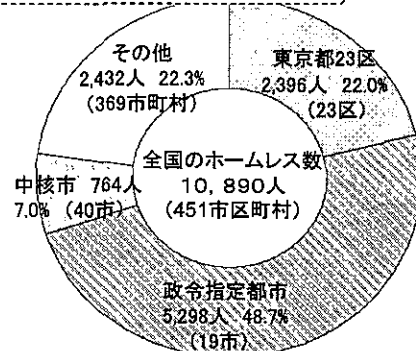
○自立の意志があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

ホームレスの数

○ホームレスの数については、全国調査を毎年1月に実施。
(平成23年は15年と比べ、▲14,406人(△56.9%)。)

調査年	ホームレスの数	前回との増減
平成15年	25,296人	
平成19年	18,564人	▲6,732人(△26.6%)
平成20年	16,018人	▲2,546人(△13.7%)
平成21年	15,759人	▲259人(△1.6%)
平成22年	13,124人	▲2,635人(△16.7%)
平成23年	10,890人	▲2,234人(△17.0%)

全国のホームレス分布状況(平成23年1月調査)



「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(議員立法)の概要

1. 公布・施行

- ・平成14年8月7日公布・施行
- ・施行から10年後に失効(平成24年8月6日)

2. ホームレスの定義

都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者

3. 目的

ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資すること。

4. 国の責務等

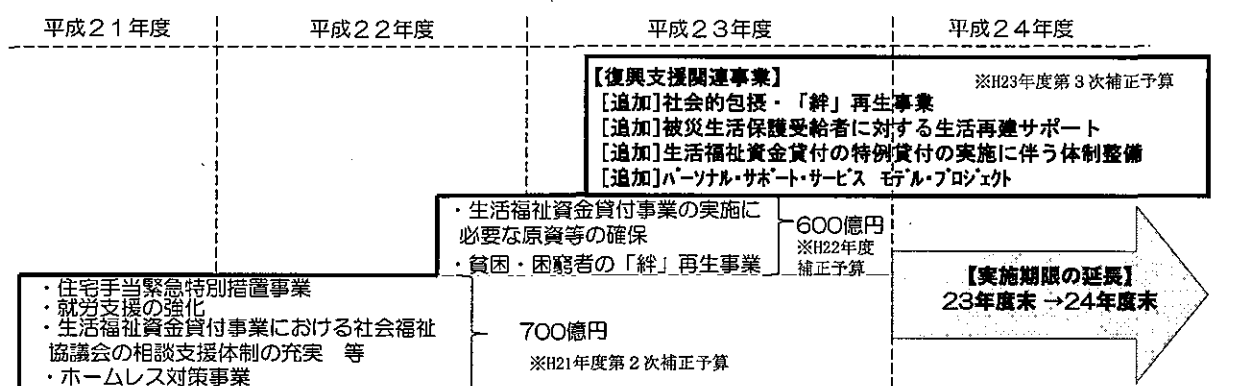
- (1) 国の総合的施策の策定・実施の責務、全国調査の実施、財政上の措置の努力(地方公共団体、民間団体への支援)
- (2) 地方公共団体の実情に応じた施策の策定・実施の責務
- (3) ホームレスの自立への努力、国民の協力

緊急雇用対策事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)の積み増し、延長

平成23年度第3次補正予算 約367億円

- 避難者の孤立化等の課題に対応するため、被災者への生活支援等に資する復興支援関連事業を実施。
【追加事業内訳】 ・社会的包摂・「絆」再生事業
 ・被災生活保護受給者に対する生活再建サポート
 ・生活福祉資金貸付の特例貸付の実施に伴う体制整備
 ・パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト
- ※ 既存事業についても延長実施

○ 緊急雇用創出基金(住まい対策)



23年度3次補正予算における追加事業の概要

・ 社会的包摂・「絆」再生事業

地域において「絆やつながり」を持続させることができるよう、住民ニーズの把握や見守り等の支援体制の構築など地域支援の仕組みによる社会的包摂を進めるための取り組みを支援するとともに、震災の影響による失業者の路上化防止、生活再建を図る。

・ 被災生活保護受給者に対する生活再建サポート

生活基盤を失ったり、遠隔地への避難を余儀なくされた被災生活保護受給者の生活再建を図るため、社会福祉士等の「生活再建サポーター」による個別支援を行う。

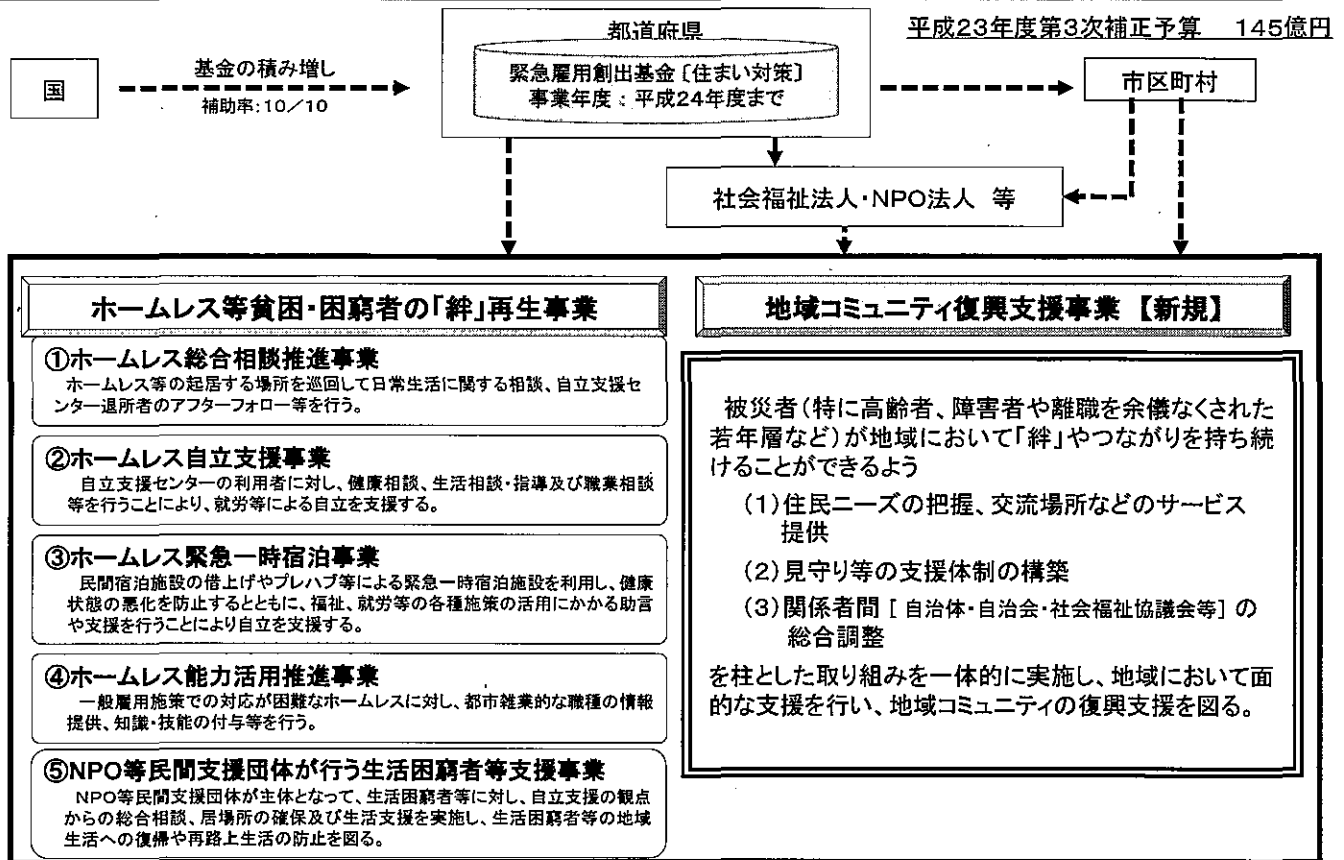
・ 生活福祉資金貸付の特例貸付の実施に伴う体制整備

被災した低所得世帯に当面の生活に必要な経費等の貸付けを行うことにより、生活の復興を支援する生活福祉資金貸付の特例貸付の実施体制の整備を行う。

・ パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト

様々な生活上の困難に直面している方に対し、個別的・継続的・包括的に支援を実施するパーソナル・サポート・サービスについて、全国20か所程度でモデル・プロジェクトを実施する。

社会的包摂・「絆」再生事業



パーソナル・サポート・サービス モデル事業

様々な生活上の困難に直面している方に対し、個別的・継続的・包括的に支援を実施

23年度第3次補正予算
28億円

- 複雑に絡み合った生活困難者の抱える問題の全体を受け止める
- 特定の制度の範囲のみの支援や他の機関に回付して終わる支援ではなく、あくまでも当事者が必要とする支援策を制度横断的にコーディネートする
- 当事者と伴走し、自立生活が軌道に乗るまで継続して支援する
- 様々な領域の支援機関と目標や情報を共有し、効果を評価・確認しながら支援する

第1のセーフティネット
雇用保険

失業時の所得保障

第2のセーフティネット
緊急人材育成支援事業
訓練・生活支援給付
住宅手当
など

雇用保険が受給できない者への職業訓練と期間中の生活費の給付

求職中の住居喪失者(おそれのある者を含む)への家賃助成

※10月より求職者支援制度が創設

最後のセーフティネット
生活保護

パーソナル・サポート・サービスを必要とする領域

・様々な生活上のリスクが重なり、自分の力だけで必要な支援を活用して自立することが難しい
・対象や制度別に構築した支援体制では、複雑に絡み合った問題の全体を受け止めて支援することが難しい

家族関係をめぐる問題

家族関係の断絶、家庭の崩壊、家族間の攻撃、暴力、虐待 など

精神保健をめぐる問題

うつ、不安、発達障害、知的障害、依存症など

社会的な関係をめぐる問題

いじめ、不登校、引きこもり、社会的な孤立・排除 など

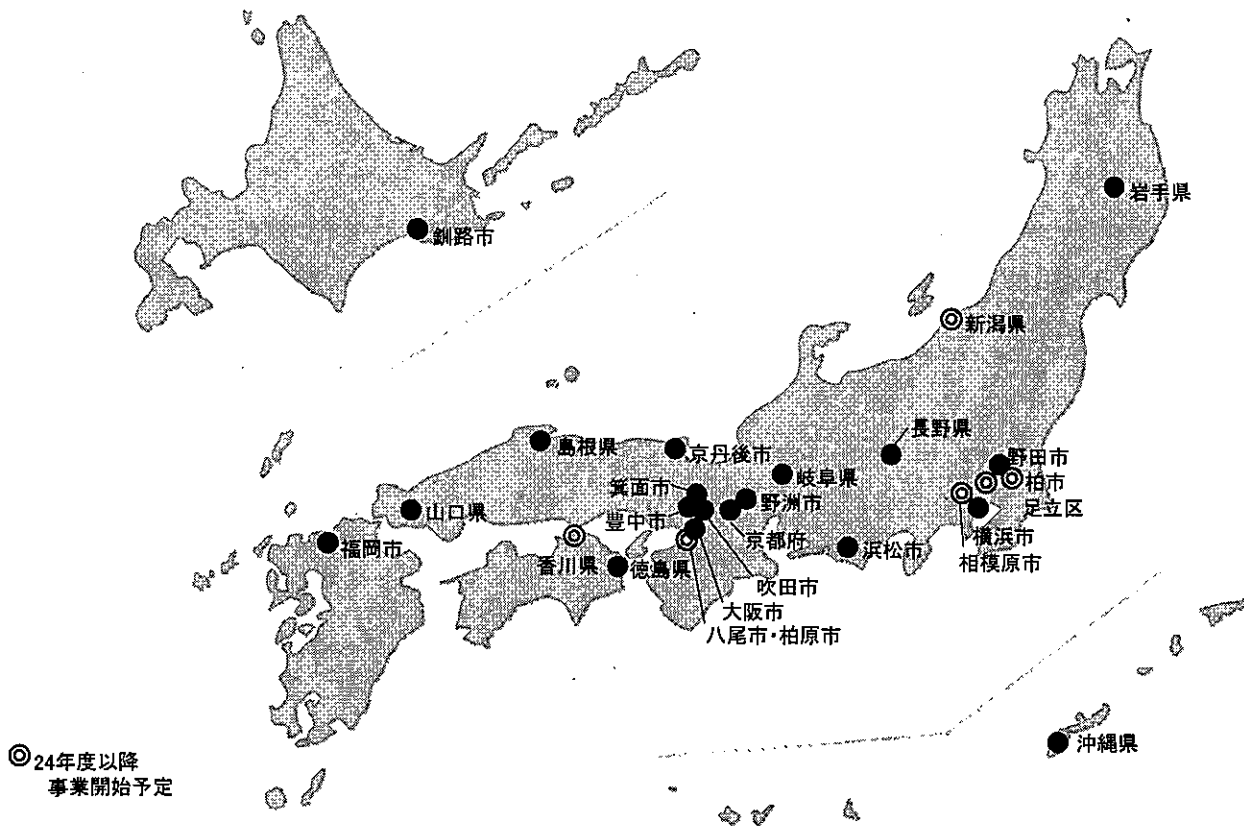
経済的な問題

多重債務、事業の失敗・倒産、消費者トラブル・被害 など

(他に、健康上の問題、教育をめぐる問題などが考えられる。)

パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト実施地域

平成24年2月21日 現在



社会的包摂ワンストップ相談支援事業

- 「東日本大震災からの復興の基本方針(5(4)④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進)(平成23年7月29日)」にも指摘されているように、東日本大震災の発生により、被災地をはじめ、全国的に社会的排除のリスクが急速に高まっており、生きにくさ、暮らにくさを抱える人々の悩みの傾聴や問題解決するワンストップ型の相談支援が必要。
- 「一人ひとりを包摂する社会」特命チームによる「社会的包摂政策に関する緊急政策提言」(平成23年8月10日)を踏まえ、24時間365日、全国からつながる電話相談窓口を設置するとともに、被災地を始めとして、電話相談を具体的な解決に繋げるための寄り添い支援を行う「社会的包摂ワンストップ相談支援事業」を創設。
- 事業は、公募により選定した法人が実施。
- 平成23年度3次補正予算額 468百万円(11月30日付けで内閣官房から厚生労働省に予算の移し替え)
※なお、平成24年度は内閣官房にて予算案に計上(1649百万円)

